

○奈良県地域警察運営に関する訓令

(平成元年 9 月 22 日本部訓令第 11 号)

[沿革] 平成 4 年 7 月本部訓令第 23 号、6 年 11 月第 18 号、7 年 12 月第 32 号、9 年 6 月第 11 号、11 年 5 月第 13 号、12 月第 22 号、14 年 3 月第 11 号、16 年 3 月第 5 号、17 年 3 月第 6 号、18 年 1 月第 1 号、3 月第 7 号、19 年 5 月第 15 号、20 年 3 月第 8 号、第 14 号、21 年 3 月第 2 号、11 月第 10 号、22 年 3 月第 8 号、第 9 号、23 年 3 月第 8 号、11 月第 18 号、24 年 9 月第 12 号、25 年 5 月第 14 号、26 年 2 月第 6 号、28 年 12 月第 25 号、30 年 3 月第 4 号、5 月第 12 号、31 年 3 月第 10 号、4 月第 13 号、令和元年 6 月第 19 号、11 月第 24 号、3 年 3 月第 5 号、10 月第 17 号、4 年 3 月第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 14 号改正

奈良県外勤警察運営に関する訓令（昭和 44 年 9 月奈良県警察本部訓令第 8 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 勤務制（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 警察署の地域警察活動

第 1 節 勤務基準の策定等（第 10 条—第 16 条）

第 2 節 地域警察幹部等の職務（第 17 条—第 25 条）

第 3 節 交番等の活動（第 26 条—第 38 条）

第 4 節 警備派出所等の活動（第 39 条—第 43 条）

第 5 節 自動車警ら班の活動（第 44 条—第 47 条）

第 6 節 報告等（第 48 条・第 49 条）

第 4 章 自動車警ら隊の地域警察活動（第 50 条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号）に基づき、奈良県警察における地域警察の運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 地域警察は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平

穩を確保することを任務とする。

- 2 前項の任務を遂行するに当たっては、地域警察官は、地域を担当する自覚と責任を持って、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に掌握するよう努めなければならない。

（事件等の処理範囲）

第3条 地域警察は、事件又は事故の処理に当たっては、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行うものとする。

- 2 前項に規定する初動的な措置の範囲の基準は、別表第1のとおりとする。

（運用）

第4条 地域警察は、交番（臨時交番を含む。以下同じ。）、署（所）所在地及び駐在所（以下「交番等」という。）並びに警備派出所、検問所、移動交番車、自動車警ら班及び自動車警ら隊を活動単位とし、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、生活安全部通信指令課及び警備部警備課警察航空隊の機能を活用するものとする。

（地域警察勤務）

第5条 前条に定める活動単位に配置された地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）を通じて、第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 交番勤務及び所所在地勤務 立番、見張、在所、警ら及び巡回連絡
- (2) 署所在地勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (4) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張、在所及び警ら
- (5) 検問所勤務 検問、立番、見張及び待機
- (6) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (7) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (8) 自動車警ら隊勤務 機動警ら及び待機

- 2 警察署長（以下「署長」という。）は、交番等又は警備派出所の位置、周辺の環境等を勘案して、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、勤務方法を変更することができる。

（運営の基本）

第6条 生活安全部地域課長及び署長（以下「署長等」という。）は、地域警察を、地域の実態に即して効率的に運営しなければならない。

2 署長等は、前項の責務を遂行するため、地域の人口、世帯数、面積及び地理、住民の意見及び要望、交通の状況、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他の管内の実態を的確に掌握し、地域警察の運営を計画的に行うとともに、地域警察官の配置、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

3 署長等は、地域警察の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるとともに、地域の実情に即して地域警察の事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めなければならない。

(制服の着用等)

第7条 地域警察官は、常に制服を着用しなければならない。

2 署長等は、地域警察官が犯罪の捜査、各種情報の収集等を行う場合において、制服を着用して活動することに支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、私服の着用を命じ、又は承認することができる。

3 警ら用無線自動車の表示は、次のとおりとする。

- (1) 車体の塗装は、容易に識別できるよう上部を白色、下部を黒色の2色とする。
- (2) 所属の表示は、「奈良県警察」とする。
- (3) 警察用航空機からの識別を容易にするため、屋根部分に識別標識を表示する。

第2章 勤務制

(勤務制)

第8条 地域警察官の勤務制は、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号。以下「勤務訓令」という。）に定めるところによる。

(勤務時間等)

第9条 地域警察官の勤務時間及び休憩時間並びに週休日は、勤務訓令に定めるところによる。

第3章 警察署の地域警察活動

第1節 勤務基準の策定等

(勤務基準の策定)

第10条 署長は、地域警察官の通常基本勤務について、個別の交番、署（所）所在地、駐在所、自動車警ら班ごとに勤務方法別の勤務時間の割振りその他の事項についての基準（以下「勤務基準」という。）を定めなければならない。

2 前項に定める勤務方法別の勤務時間の割振りは、次表を基準に、管内の事件又は事故の発生の状況等の情勢に応じて、署長が細則で定めるものとする。

		勤 務 時 間 の 基 準
--	--	---------------

勤 務 種 別	勤務方法	当 番 日	日 勤 日
交 番 勤 務 (交番所長) 所 所 在 地 勤 務	立 番	おおむね 2 時間	おおむね 1 時間
	見 張	〃 1 時間	〃 1 時間
	在 所	〃 2 時間30分 (おおむね 3 時間30分)	〃 45分 (おおむね 1 時間45分)
	警 ら	〃 7 時間 (〃 8 時間)	〃 2 時間 (〃 4 時間)
	巡回連絡	〃 3 時間 (〃 4 時間)	〃 3 時間 (〃 2 時間)
署 所 在 地 勤 務	在 所	〃 4 時間30分	〃 2 時間45分
	警 ら	〃 8 時間	〃 3 時間
	巡回連絡	〃 3 時間	〃 2 時間
駐 在 所 勤 務	在 所		〃 1 時間45分
	警 ら		〃 3 時間
	巡回連絡		〃 3 時間
自 動 車 警 ら 班 勤 務	機動警ら	おおむね10時間	〃 5 時間
	待 機	〃 5 時間30分	〃 2 時間45分

(勤務基準策定に当たっての留意事項)

第11条 署長は、勤務基準を策定するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 立番に係る勤務時間は、施設の位置、人の往来その他の交通の状況等から、その効果が高いと認められる時間帯に割り振ること。
- (2) 交番及び複数駐在所については、来訪者が多いと予想される時間帯における在所勤務員（立番、見張又は在所の活動に従事する者をいう。）を確保すること。

- (3) 巡回連絡を確実に実施するための勤務時間を確保すること。
- (4) 夜間における警戒等管内の警戒力に間隙を生じさせないようにすること。
- (5) 勤務員の意見を適切に反映させることにより、管内の実態に即したものとすること。
- (6) 所管区等の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うこと。

(活動計画)

第12条 署長は、勤務基準に沿って翌月分の活動計画及び活動重点指定表（別記様式第2号）を作成し、毎月25日までに地域警察官に示さなければならない。

(勤務変更)

第13条 署長及び巡査部長以上の階級にある地域警察官（以下「地域警察幹部」という。）は、必要があると認めるときは、地域警察官に活動計画の変更又は次条に規定する特別勤務への従事（次項において「勤務変更」という。）についての指示を行うものとする。

- 2 地域警察官は、事件又は事故が発生した場合その他の緊急を要する場合において、勤務変更の指示を受けるいとまがないときは、事後直ちにその経過を地域警察幹部に報告するものとする。

(特別勤務)

第14条 署長は、第2条の任務を達成するため必要があると認める場合は、地域警察官を通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動（以下「特別勤務」という。）に従事させることができるものとする。

- 2 署長は、地域警察官を特別勤務に従事させるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域警察官を相当長時間特別勤務に従事させる場合には、通常基本勤務の削減により生ずることとなる地域警察活動への影響を最小限にすること。
- (2) 特別勤務を通じて関係する他の警察部門の行う活動との連携を図ること。

(転用勤務の制限)

第15条 署長は、警察署の総合運用の立場から判断し、特に必要があると認める場合のほかは、地域警察官を地域警察勤務（通常基本勤務及び特別勤務をいう。次項において同じ。）以外の勤務に転用してはならない。

- 2 署長は、地域警察官を地域警察勤務以外の勤務に転用する必要があると認められる場合において、当該転用が7日以上にわたる場合は、地域警察官転用承認願（別記様式第3号）により、事前に警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

（勤務交替）

第16条 署長は、交替制勤務を行う地域警察官の勤務交替時における点検、指示等を簡潔に行い、迅速な勤務交替に努めるものとする。

2 勤務交替は、原則として、配置の勤務場所において、必要事項の引継ぎを事務引継簿（別記様式第4号）により、確実に行うものとする。

第2節 地域警察幹部等の職務

（本署地域警察幹部の職務）

第17条 署長は、次の各号に掲げる職務について、第4条に規定する活動単位に配置されていない地域警察幹部（以下「本署地域警察幹部」という。）ごとの分担を定めなければならない。

- (1) 地域警察に関する企画及び立案
- (2) 運用計画の立案及び実施
- (3) 活動の重点事項の調整及び実施
- (4) 各課、係との連絡及び調整
- (5) 事件、事故等の発生時における現場活動及び現場指揮
- (6) 地域警察官の全般的な指揮監督
- (7) 地域警察官の実践的指揮監督
- (8) 地域警察官の指導教養

（交番等への巡回指導）

第18条 署長は自ら又は本署地域警察幹部に命じて、交番等（警備派出所を含む。以下この条において同じ。）への巡回を行い、その勤務の実態を的確に掌握するとともに、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、それぞれの能力、個性等に応じて、具体的な指揮監督及び指導教養に努めなければならない。

- 2 署長は、前項に定める巡回指導を計画的に行うため、毎月の巡回指導計画を定め、巡回指導計画表（別記様式第5号）を作成しなければならない。
- 3 本署地域警察幹部は、交番等を巡回指導したときは、交番所長等勤務日誌（別記様式第6号）又は活動日誌（別記様式第7号）の所定欄に巡回の日時並びに指示及び指導事項を記載の上、巡回指導結果報告（別記様式第8号）により、その結果を署長に報告しなければならない。
- 4 本署地域警察幹部は、交番等の巡回指導に当たっては、具体的に指導助言を行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。
- 5 地域警察幹部以外の幹部は、努めて交番等を巡回し、地域警察官に対し、その所管

する事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行い、その指導結果を巡回指導結果報告により、署長に報告しなければならない。

（交番所長の職務）

第19条 署長は、必要と認める交番に、その活動を一体として効率的に行わせるため、その責任者として交番所長を置くことができるものとする。

2 交番所長は、自ら率先して警ら、巡回連絡、事件又は事故の処理その他の地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うことにより、当該交番に勤務する地域警察官に対する指揮監督及び指導教養を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じて、交番の地域警察官を弾力的に運用すること。
- (2) 所管区における地域警察活動の重点の選定とその推進要領の調整を行うこと。
- (3) 通常基本勤務、事件又は事故の現場における初動的な措置及びその他の地域警察活動に関して指揮監督を行うこと。
- (4) 交番の個々の地域警察官の能力、個性等を踏まえ、現場に即して具体的な指導教養を行うこと。
- (5) 他の交番との連絡調整を行うこと。
- (6) 所管区内の関係機関、団体等との連絡調整を行うこと。

（駐在所長の職務）

第20条 署長は、必要と認める駐在所に駐在所長を置くことができるものとする。

2 駐在所長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 活動をともにする地域警察官に対する実践的指導監督を行うこと。
- (2) 隣接する交番及び駐在所勤務員相互間の連絡調整を行うこと。
- (3) 関係機関、団体等との連絡調整を行うこと。

（班長等の職務）

第21条 署長は、交番又は自動車警ら班の活動を一体として効率的に行わせるため、交替制勤務ごとに、交番に班長を、自動車警ら班に車長を置き、それぞれ地域警察幹部をもって充てるものとする。ただし、地域警察幹部をもって充てることができない場合は、巡査長又は巡査の中から適任者をもって充てるものとする。

2 班長又は車長は、自ら率先して地域警察活動を行うとともに、勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対し、自己の活動を通じて実務の指導に当たるほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 相勤員に対し、指導監督及び指導教養（巡査長又は巡査にあっては、指導助言）を行うこと。

- (2) 相勤員相互間の融和及び協調を図ること。
- (3) 相勤員の勤務及び事務処理の調整を図ること。
- (4) 交番又は自動車警ら班に係る施設、装備資機材、書類等についての保守管理に配慮すること。
- (5) 勤務交替時の引継ぎに間隙を生じさせないため、引継ぎを適切に行う責に任ずること。

3 署長は、所管区における地域責任の所在を明確にするため、それぞれの交番（交番所長が置かれている交番を除く。）について、班長の中から交番連絡責任者を指定するものとする。

4 交番連絡責任者は、第2項各号に定める班長の職務を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 班長相互間の連絡、協調、勤務員相互間の意思の疎通、融和と協調を図ること。
- (2) 所管区内の関係機関、団体等との連絡調整を行うこと。

5 署長は、駐在所について、第27条の規定に基づき統合運用する場合を除き、第1項の規定に準じて一定の方面別に駐在所班長を指定するものとする。

6 駐在所班長は、自ら率先して地域警察活動を行うとともに、当該方面内の駐在所勤務員相互間の連絡及び事務処理等の調整を図るものとする。

（地域警察幹部勤務日誌等の作成）

第22条 警部補の階級にある毎日勤務制の本署地域警察幹部にあつては地域警察幹部勤務日誌（別記様式第10号）により、交替制の本署地域警察幹部にあつては指導係長等勤務日誌（別記様式第10号の2）により、また交替制により勤務する交番係長、交番所長及び駐在所長（以下「交番所長等」という。）にあつては交番所長等勤務日誌により、活動状況及び指導監督状況等を署長に報告しなければならない。

2 本署地域警察幹部及び交番所長等以外の地域警察幹部は、指揮監督及び指導教養を行った場合、その内容を活動日誌に記載しなければならない。

（活動の評価）

第23条 署長及び地域警察幹部は、地域警察官の活動の評価に当たっては、地域警察官が行うべき活動の全般について、総合的に判断して、これを行うよう努めなければならない。

（地域警察幹部会議）

第24条 署長は、毎月1回以上地域警察幹部会議を、及び必要に応じて交番連絡責任者会議、班長・車長会議を開き、勤務基準、活動計画、活動重点その他地域警察活動について必要な事項を協議するものとする。

- 2 地域警察幹部会議の開催に当たっては、必要により他課（係）の幹部を出席させ、地域警察の運営について意見を求めることができる。

（当直幹部の職務）

第25条 警察署の当直幹部は、休日、勤務時間外等のため、本署地域警察幹部が不在の場合は、地域警察活動についての指揮監督に当たらなければならない。

第3節 交番等の活動

（所管区活動）

第26条 交番等の地域警察官は、所管区（次条第1項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条、第31条、第32条及び第34条第2項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第2条の任務を遂行するものとする。

（所管区の統合運用）

第27条 署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する2以上の交番等について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番等の所管区を統合し、当該結合した区域（以下「ブロック」という。）において、当該交番等の地域警察官を統合的に運用することができる。

- 2 署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる交番等の交番所長等、交番連絡責任者又は駐在所班長の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（以下「ブロック長」という。）を指定するものとする。

- 3 ブロック長は、ブロック内の勤務員の活動を一体的なものとするため、交番所長の職務に準じた職務を行うものとする。

- 4 署長は、必要に応じて、当該ブロック内の勤務員の中から副ブロック長を指定し、ブロック長が不在の場合、その職を代行させるものとする。

（所管区の変更）

第28条 署長は、次の各号に掲げる事項に留意して、所管区について絶えず検討を加え、変更を必要とする場合は、本部長の承認を受けなければならない。

- (1) 面積、世帯数、人口及び昼間人口の実態
- (2) 犯罪及び交通事故の発生の状況
- (3) 警察対象の多寡
- (4) 行政区画、団地等の造成及び道路の新設の状況

(5) その他地域の特殊事情

(立番等)

第29条 立番は、原則として、施設外の適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

2 見張は、施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

3 在所は、施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資機材及び施設の点検整備等を行い、併せて外部に対する警戒に当たるものとする。

4 立番、見張又は在所に際しては、住民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(立番等の留意事項)

第30条 地域警察官は、立番、見張及び在所を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) すべての警察事象に即応できる態勢で行うこと。

(2) 諸願届の来訪者に対しては、親切丁寧に応対すること。

(3) 直接受けた急訴のほか、電話、一斉指令、各種無線機の傍受等により事件、事故等の発生を認知したときは、直ちに必要な報告を行い、現場に急行すること。

2 休憩は、急訴に即応できる場所で行わなければならない。

(警ら)

第31条 警らは、所管区を巡行することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、住民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

2 警らは、原則として、徒歩によることとし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、車両を活用することができるものとする。

3 警らにあつては、必要により、警棒を把持するものとし、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、積極的に職務質問を行い、不審者及び不審物件の発見に努めなければならない。

(警ら要点の設定)

第32条 署長は、所管区の活動区域における犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、警備等の対象となる主要な地点、地域、区間を組み入れた警ら要点を設定しなければならない。

(受持区の設定)

第33条 署長は、所管区ごとの配置人員の数に応じて、巡回連絡を実施する担当区域（以下「受持区」という。）を設定しなければならない。

- 2 署長は、前項において受持区を設定した後も、人口、世帯数の増減その他当該受持区の実態から地域警察官に負担の格差が生じていないか随時検証を行い、受持区を変更するなど必要な措置を講じるものとする。

(巡回連絡)

第34条 巡回連絡は、受持区を巡回して、家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

- 2 巡回連絡は、所管区又は受持区の面積、人家の分布状況その他の事情により必要と認められるときは、警らに当たって行うことができる。
- 3 巡回連絡は、原則として昼間に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、署長の承認を受け夜間に行うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、巡回連絡の実施要領については、別に定める。

第35条 削除

(特別巡回連絡)

第36条 署長は、犯罪の予防、犯罪情報の収集、災害、事故等の防止その他の警察活動上必要があると認められるときは、実施区域、実施期間等を定めて特別に巡回連絡を実施させることができる。

(活動日誌)

第37条 交番等の勤務員は、その活動状況を活動日誌に記載しなければならない。

- 2 交番及び署（所）所在地勤務員は、勤務終了時に活動日誌を本署地域警察幹部に提出しなければならない。
- 3 駐在所勤務員は、おおむね月3回活動日誌を本署地域警察幹部に提出しなければならない。

(備付簿冊)

第38条 交番等には、別表第2に示す簿冊を備え付け、常に活用できるよう整理保管に努めなければならない。

第4節 警備派出所等の活動

(警備派出所の活動)

第39条 警備派出所の地域警察官の活動について必要な事項は、署長が本部長の承認を

受けて定めるものとする。

（検問所の活動）

第40条 検問所の地域警察官は、次の各号に掲げる事項に留意し、犯罪の予防検挙等の活動を行うものとする。

- （1） すべての警察事象に即応できる態勢で行うこと。
- （2） 不審者又は不審車両を発見したときは、不審事項の解明に努め、その状況に応じて本署地域警察幹部に報告し、指示を受けること。

（移動交番車の活動）

第41条 署長は、住宅団地その他人口増加の著しい地域、警察署又は交番等から遠距離の地域等について、当該地域の地域警察活動を補うため、移動交番車を派遣し、その効果的な運用を図るものとする。

（連絡所）

第42条 所管区における地域警察活動上の拠点とするため、必要により警察署に連絡所を置く。

2 連絡所の名称及び位置は、別表第3に定めるとおりとする。

3 連絡所は、警らの際の活動拠点として住民からの諸願い届の受理等の応接に当たるほか、必要により臨時交番又は警備派出所として活用するものとする。

（警備派出所の備付簿冊）

第43条 警備派出所には、別表第2に定める簿冊を備え付け、常に活用できるよう整理保管に努めなければならない。

第5節 自動車警ら班の活動

（自動車警ら班の活動）

第44条 自動車警ら班の地域警察官は、警察署の管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、交番等の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を生かした活動を行うことにより、第2条の任務を遂行するものとする。

2 自動車警ら班の運用及び活動等に関しては、この訓令によるほか、奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程（昭和44年3月奈良県警察本部訓令第2号。以下「無線自動車運用規程」という。）の定めるところによる。

（交番等との連携）

第45条 自動車警ら班の地域警察官は、交番等との連携を図るため、次の各号に掲げる方法により手配及び情報交換を積極的に行わなければならない。

- （1） 交番等への立ち寄り

(2) 同乗警ら

(3) 事件、事故等の共同処理

(機動警ら)

第46条 機動警らは、第44条第1項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 機動警らは、原則として、2名1組を単位として行うものとする。

3 機動警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(待機)

第47条 待機は、指定された場所において、事件又は事故が発生した場合に直ちに出勤することができる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

第6節 報告等

(報告)

第48条 署長は、地域警察官が重要若しくは特異な犯罪の端緒を得、又はこれを検挙したとき及び人命救助、その他市民応接上顕著な事案があったときは、その状況を本部長に報告しなければならない。

2 交番等、警備派出所及び自動車警ら班の勤務員は、毎月の活動状況を、勤務時間及び執行務状況調査表（別記様式第11号）により、翌月3日までに署長に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた署長は、前項の勤務員の毎月の活動状況を取りまとめの上、勤務時間及び執行務状況調査表により、翌月8日までに本部長に報告しなければならない。

(細則の制定)

第49条 署長は、この訓令の第1章から第3章までの規定の施行に関し、本部長の承認を受けて細則を定めなければならない。

2 前項の細則を改正するときも、同様とする。

第4章 自動車警ら隊の地域警察活動

(自動車警ら隊の活動等)

第50条 自動車警ら隊の運用及び活動に関しては、この訓令によるほか、無線自動車運用規程及び奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（令和3年3月奈良県警察本

部訓令第4号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に存する改正前の様式に基づく用紙は、この訓令の施行後においてもなお使用することができる。

(奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正)

- 3 奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令(昭和62年3月奈良県警察本部訓令第9号)を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程の一部改正)

- 4 奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程(昭和44年3月奈良県警察本部訓令第2号)を次のように改める。

[次のよう略]

附 則 (平成4年7月31日本部訓令第23号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月10日本部訓令第18号)

この訓令は、平成6年11月10日から施行する。

附 則 (平成7年12月7日本部訓令第32号)

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 (平成9年6月26日本部訓令第11号)

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年5月20日本部訓令第13号)

この訓令は、平成11年5月20日から施行する。

附 則 (平成11年12月24日本部訓令第22号)

この訓令は、平成11年12月24日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日本部訓令第11号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日本部訓令第5号)

この訓令〔中略〕は平成16年3月29日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日本部訓令第6号)

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成18年 1 月 1 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成18年 3 月28日本部訓令第 7 号）

この訓令〔中略〕は、平成18年 3 月29日から施行する。

附 則 （平成19年 5 月11日本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年 5 月11日から施行する。

附 則 （平成20年 3 月 7 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成20年 3 月10日から施行する。

附 則 （平成20年 3 月21日本部訓令第14号）

この訓令は、平成20年 3 月28日から施行する。

附 則 （平成21年 3 月23日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成21年 3 月27日から施行する。

附 則 （平成21年11月11日本部訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成22年 3 月26日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成22年 3 月31日本部訓令第 9 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の使用紙で現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成23年 3 月31日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成23年11月15日本部訓令第18号）

この訓令は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成24年 9 月10日本部訓令第12号）

この訓令は、平成24年 9 月10日から施行する。

附 則 （平成25年 5 月31日本部訓令第14号）

この訓令は、平成25年 5 月31日から施行する。

附 則 （平成26年 2 月24日本部訓令第 6 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年 3 月 3 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成28年12月26日本部訓令第25号）

この訓令は、平成28年12月26日から施行する。

附 則 （平成30年 3 月14日本部訓令第 4 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年 3 月23日から施行する。

（奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令の廃止）

- 2 奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（昭和44年 3 月奈良県警察本部訓令第 3 号）は、廃止する。

附 則 （平成30年 5 月25日本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （平成31年 3 月29日本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成31年 4 月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年 4 月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年 6 月28日本部訓令第19号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年11月20日本部訓令第24号）

この訓令は、令和元年11月20日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月12日本部訓令第 5 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月26日から施行する。

附 則 （令和 3 年10月20日本部訓令第17号）

この訓令は、令和 3 年10月20日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月14日本部訓令第 4 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 4 年 3 月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和 4 年 3 月24日本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月25日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月24日本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月28日から施行する。

附 則 （令和 4 年 8 月29日本部訓令第14号）

この訓令は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定（樫原警察署の部新沢連絡所の項を削る部分に限る。）は、令和 4 年 9 月 5 日から施行する。

（別表等省略）